

千葉県告示第53号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から、指定障害児通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第1項第2号の規定により告示します。

平成31年 1月29日

千葉市長 熊谷俊人

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
いっぽいっぽ登戸 千葉県千葉市中央区 登戸4丁目5番6号	株式会社N・O・T 東京都墨田区 両国3-24-5 代表取締役 堤 信孝	平成30年 12月31日	1250101308	放課後等デイサービス